

定義問題特定委員会(2016年12月18日)

「加害者が虐待を行う理由についての調査研究」

話題提供者 山口光治委員(淑徳大学 学長特別補佐 総合福祉学部 社会福祉学科 教授)

概要

日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金/科学研究費補助金)助成を受けて進めている、研究代表者山口光治先生「在宅高齢者虐待の虐待者と被虐待者の関係性に焦点を当てた介入実践モデルに関する研究」の途中経過報告である。本研究は、「なぜ虐待者が虐待するのか」の理由について、類型化による分析を行い、その介入プロセスの理解を助けようとするものである。

高齢者虐待の要因について、次のような五つの要因構造が理解できる。①高齢者側の要因、②虐待者側の要因、③人間関係要因(過去の家族関係など)、④社会文化的要因(介護を行うのが当然という意識など)、⑤経済的要因(貧困、利害対立など)。

この中で、養護者の支援に焦点を当てて、養護者要因をアセスメントすることにした。

結果的に行動としての「虐待行為に及ぶ」というのは、理由がなんであるにせよ、その虐待者がその行為を選択している。つまり、特定の理由があっても、虐待しないでもできるわけであるから、「虐待を行う」のは虐待者の選択である。とりわけ虐待行為の要因として「介護負担」という言葉を用いると、養護者を免罪する側面がある。しかし、「虐待行為は、いかなる理由があってもしてはいけないこと」である。

支援者としては、当該養護者の理由にかかわらず、「なぜ、養護者が虐待という行為を用いたのか」に目を向けて支援していく必要がある。養護者理解においては「冰山モデル」が有効である。これは、表面に見える「虐待」という氷山に注目するのではなく、水面下にある、それによりもはるかに大きい「要因」に着目して支援を組み立てる考え方である。

私たちは、「加害者が虐待を行う理由」分析において、その関係構造を五類型に分類して理解した。第一の分類は「権力と支配型」である。これは、養護者が高齢者の行動を支配するために暴力や虐待行為を日常的に用いる、というものである。第二の分類は「ストレス衝動型」である。これは、養護者と高齢者の関係性において誰にでも生じえるもので、養護者が介護その他の理由でストレスを感じ、衝動的な行為に及ぶものである。第三の分類は「メンタル特性型」である。養護者に、知的・発達・精神などの障害等を有する場合に生じるものである。第四の分類は「現状否認型」である。高齢者の老いや障害を養護者が受け入れることができないことによって生じるものである。リハビリテーションを強要するなどがある。第五の分類は「承認要求型」である。養護者自身が認められたい欲求によるもので、払っている犠牲や頑張りを承認してもらうために行うもので、養護を「称賛を得る手段」として用いる場合である。以上五類型を述べたが、これらのタイプに応じた介入方法を策定することで、よりよい支援に生かしていくことを目的としている。

(この議事要約は和田委員が要約し、山口委員の校閲を経て作成されています。)